

公共施設の見直しについて

行政改革推進局

1. 公共施設の見直しに関するこれまでの経緯

本市における公共施設の見直しに関するこれまでの経緯は、次のとおりです。

* 財政構造改革懇話会提言（平成 17 年 11 月）

『公共施設の再編等によるコストの削減』

利用者に対するサービス提供の見直しを行った上で、長期的視点に立って計画的な再編を行っていく必要があるとしている。

* 財政構造改革プログラム（平成 18 年度～平成 22 年度）

実施事項として、充足（過剰）施設の再編、利用者が少ない施設の再編、利用者を限定した施設の再編、公共施設の戦略的経営が掲げられている。

* 行政改革大綱実施計画（平成 21 年度～平成 25 年度）

『施設の存廃・再配置などの方針策定』

現在基準となる方針がないため漠然と業務を継続している場合があることから全庁的な方針を定め再配置の基準とすることが必要としている。

2. 公共施設の定義

見直しの対象とする「公共施設」は、本市が所有している施設の内、「市民サービスを提供するために利用される施設」です。

具体的には、観光施設、入浴施設、各種ホール、社会体育館、生涯学習施設、図書館、福祉施設（老人憩の家、障害者福祉センターなど）、斎場、公民館、保育園、公衆トイレ、学校、公園、病院、道路などが該当します。

なお、地方自治法による公有財産の分類では、「公共施設」は行政財産に含まれる「公共用財産」となります。（下表参照）

（表中、網掛けの部分）

公有財産	地方公共団体の所有する不動産、動産、及び各種権利
行政財産	公用又は公共用に供する財産
公用財産	地方公共団体はその事務・事業を執行するために使用する財産 (庁舎、議事堂、試験場、研究所等)
公共用財産 (公の施設)	住民の一般的な共同利用を目的として供する財産 (道路、病院、福祉施設、学校、公園等)
普通財産	行政財産以外の財産

3. 公共施設を見直す理由

主な理由は次の3点です。

* 地方公会計改革

「行政改革推進法」(平成18年法律第47号)に基づき、国(総務省)において地方公共団体の公会計の整備が行われ、地方公共団体は、その推進に取り組んでいる。

推進に当たり、国(総務省)では「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月)を策定し、その中で、地方公共団体は資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定に努めることとされている。

長野市の取り組み(平成21年度から本格実施)

- 財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成し公表する 全国的に様式統一
- 今後、土地、建物等の固定資産、未収金等の債権について資産評価を行う
- 資産台帳の整備を進めながら、資産の有効活用に結び付けていく予定

* 公共施設数の増加

平成17年1月1日の1町3村の編入合併(豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村)において公共施設の数が増加していることに加え、平成22年1月1日に予定している1町1村の編入合併(信州新町、中条村)において、更にその数が増加する状況にある。

* 健全財政の堅持

経常収支比率に見られるように財政の硬直化が課題とされている中、1998年のオリンピック開催に伴い整備された各種施設も10年が経過しているなど、今後、合併による増加分も含み公共施設の老朽化に伴う財政負担の増加が見込まれる状況にある。

4. 公共施設の見直しに関する課題

本市は平成14年度から、効率的で質の高い行政運営を実現するため事務事業¹評価を導入しており、平成21年度においても、給付義務・補助率等が法令で規定されている金銭給付及び医療・介護給付事業、建設事業、人件費、公債費、繰出金等を除く全ての事務事業(1,087事業)について、各担当課で評価を行いました。

本年度は、更に、これらの事業の内、施設管理運営事業(223事業)について一定の抽出条件で対象事業を絞り込み(36事業) 行政改革推進委員会行政評価部会²で二次評価を実施しました。事務事業評価の二次評価において、公共施設の見直しに当たり個別の施設の管理運営に係る事務事業の評価だけでは解決ができない課題が明らかになりました。

その課題とは、次のとおりです。

- * 全庁的な視点での施設の見直しについて、具体的に検討することが必要である。
- * 複数の部局におよぶ類似施設の再編などを検討する場合の基準、方法などを定める必要がある。

¹ 事務事業とは、本市の施策を実現するための具体的な手段を示しており、日常的な業務となる細項目となります。また、この事務事業を単位として予算が編成されています。

² 行政改革推進委員会行政評価部会とは、行政改革の推進を図るため庁内で設置している行政改革推進委員会に、行政評価に関する事項を行うために設けられている部会です。

5. 公共施設の見直し指針の策定

そこで、市民（利用者）サービスの維持向上を図りながら、本市において合理的で適正な施設の配置、規模等への再編に向けた見直しに取り組むため、その方針と方法を盛り込んだ指針を策定することとしました。指針の概要（案）は、次のとおりです。

公共施設の状況

見直しに向け、公共施設の状況を把握するために必要となる項目、内容及び傾向を示します。項目としては、利用状況の変化、管理運営費の状況、老朽化の現状と見込み（更新計画）、施設の整備計画、市域における配置状況などが考えられます。

公共施設のあり方

見直しに向け、市民（利用者）ニーズを把握し公共施設のあり方（方針）を定めるために必要となる項目、内容を示します。

項目としては、社会状況の変化（少子高齢化など）への対応、地域特性の考慮、市の適正な役割分担、施策の方向性との関連、環境への配慮、財政負担の軽減などが考えられます。

見直しの進め方

見直しを具体的に進める方法（庁内の組織・体制など）について示します。

項目としては、個別の施設に係る具体的な再編案などを策定する方法、再編案などを実施・推進する方法などが考えられます。

6. 公共施設の見直しの方向性と効果

公共施設の見直しにおいて重要な点は、市民（利用者）ニーズを的確に把握することと、それに即した施設の整備へと合理的（適正）に再編していくことにあります。また、見直しにより公共施設の再編等を行うことは、市民サービスの向上に合せて、財政負担の軽減に繋がるものとなります。併せて、公共施設の再編等を具体的に進めていく際には、市民（利用者）の意見を踏まえ十分に検討を行い、理解を得ることが必要であることから、見直しは市民と行政との協働による“まちづくり”になるものとも考えられます。

そのため、見直しの核となる指針の策定に当たっては、社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向け設置されました長野市行政改革推進審議会の意見を伺い、その意見を十分に取り入れていくことが必要となります。

7. 公共施設の見直しの工程（予定）

平成 22 年 9 月

行政改革推進審議会から、指針に盛り込むべき項目、内容などについて御意見をいただき、それに基づき「公共施設の見直し指針」を策定する

平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月

指針に基づき、個別の公共施設について具体的な再編案などを検討、策定する

平成 23 年 4 月～

再編案などに基づき、具体的な事業等に着手する

【事務局】長野市行政改革推進局 行政経営課 担当：竹節、岩山、奥野